

令和 5 年度第 2 回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

(令和 5 年 10 月 6 日開催)

委員からのご意見・ご質問とその回答

(1) 第 8 期せつつ高齢者かがやきプランの総括について

ご意見・ご質問

地域ケア会議について、「地域課題の検討に十分な事例の収集が行えておらず、個別ケース会議の開催にあたり、本人や家族の同意が得られないという課題がある。」と記載されていますが、毎回同じような記載があるため、第 9 期かがやきプランでは、仕組み自体を変える必要があるのではないのでしょうか。

【回答】

これまで、認知症の方が関わる等、困難事例を中心に地域で見守りなどの支援を行えるよう、本人同意のもと、事例検討を行っていましたが、緊急性の高い場合は、同意なく実施するようにしました。また、困難ケースだけでなく、地域で見守りなどの支援を受けている人が介護保険サービスを利用し始める際、支援の状況や状態をケアマネジャーや民生委員等と共有し、関係者のネットワーク作りを目的とした実施も可能であることを地域包括支援センターやケアマネジャーと共有しました。

第 9 期におきましても、実施状況を見ながら、運用方法の工夫をし、多くの事例を収集し課題分析につなげたいと考えております。

ご意見・ご質問

資料 1、14 ページの 48 で「福祉就職フェアの参加者数」を記載されていますが、この数字は何をカウントしていますか。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、WEBでの開催だったように思います。

【回答】

令和 3 年度は現地開催であったため、来場者数をカウントしています。

ご意見・ご質問

ひとり暮らし高齢者の支援について、孤独・孤立の問題が社会的に大きな問題になっているため、アウトリーチをどうしていくのかを第 9 期かがやきプランに向けて考えるべきだと思います。

【回答】

支援を必要としないという理由で登録を断られるという現状はございますが、第 9 期では基本目標 2 様々な人が連携し、支え合えるまちづくり【高齢者を支援するネットワークの強化】に紐づけ、ひとり暮らし高齢者の支援を重点項目として取組を進めてまいります。

ご意見・ご質問

健康づくりの取組について、民間の健康づくりの取組に参加している高齢者の実態について把握することが

いろいろな意味で社会資源に繋がると思います。また民間活力の活用が健康づくりや長寿社会を作っていくことに対して与えるプラスの側面等を把握しながら進める視点を持つことが必要だと思います。

【回答】

多様な社会資源の活用について、他自治体の先進事例等、情報収集を行いつつ、第9期において地域の実情に応じた効果的な取扱いについて検討していきます。

ご意見・ご質問

災害時の要援護者名簿の地域支援組織数が停滞しているという現状について、災害時の要援護者名簿の自治会への委託が始まった際により難しい取り決めがあったと思いますが、現在は名簿の取り扱いや施策に関わる取り組みも変わっていると思います。現在の取り扱いについて、改めて自治会に説明する機会を作り、支援組織を増やすことが必要だと思います。

【回答】

- ・避難行動要支援者台帳に関する取組は、普段の地域のつながり・助け合いによって少しでも災害時の被害を軽減することを目的とし、支援を受ける方も、支援いただける方も日ごろから地域での交流を大切に、皆さんで助け合える地域づくりをめざす取組でございます。
- ・取組開始当初は保健福祉課が所管しておりましたが、令和4年度から防災危機管理課が所管しております。
- ・現在の運用といたしましては、保健福祉課が所管していた当初から変更しておらず、本市とご協力いただいている自治会との間で締結した「災害時要支援者支援に関する覚書」に基づき運用しております。
- ・名簿の利用の制限につきましては、前述の覚書第5条に次のとおり規定しております。

(利用の制限)

第5条 乙は、甲から提供を受けた名簿を適正に管理するため、名簿管理責任者及び名簿利用者を定め、その旨を災害時要援護者支援に関する名簿管理責任者等の届出

(様式第1号)により甲に届け出なければならない。名簿管理責任者及び名簿利用者に変更が生じた場合も、同様とする。

2 乙は、名簿を名簿管理責任者及び名簿利用者以外に利用させてはいけない。ただし、助け合い活動を実施するために必要であると甲が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による承認は、乙が災害時要援護者名簿第三者利用承認申込書(様式第2号)を甲に提出することにより行うものとする。

- ・遵守事項につきましては、前述の覚書第6条に次のとおり規定しております。

(遵守事項)

第6条 乙は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿を助け合い活動以外の目的で利用しないこと。
- (2) 名簿により知り得た秘密を漏らさないこと。名簿を利用しなくなった後も、同様とする。
- (3) 名簿を複写しないこと。ただし、助け合い活動を実施するに当たり、やむを得ない場合は、この限りでない。この場合において、当該複写した名簿は、当該助け合い活動が終了した場合は、速やかに破棄すること。
- (4) 名簿の盗難、紛失の防止に努め、安全な保管場所で適正に管理すること。

これらの運用に加え、災害時には支援者の方も被災者となる可能性もあるため、本制度に登録することによって災害時の支援が保障されるものではなく、支援者の方が責任を負うものではないという考え方も変更しておりません。

- ・地域支援組織の増加に向けた取組につきましては、自治会長の皆様がお集まりになられる機会を通じて当該制度を改めて案内させていただくなど、引き続き、周知活動に取り組んでまいります。

ご意見・ご質問

社会に参加、貢献できる寿命である社会健康寿命を評価することはできないでしょうか。

【回答】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、地域づくりへの参加の意向として、年齢が上がるにつれて「既に参加している」が増加しています。また、健康である間は、本人の希望に応じて社会に参加して貢献でき、健康に不安を抱えるようになっても体調に応じて社会に参加して貢献できる環境づくりが必要となってきます。

こうした考えから、社会健康寿命として別途設定（評価）する形ではなく、外出している人の割合や地域づくり活動に参加している人の割合として、市民が社会へ参加・貢献できる環境づくりが進んでいるかを評価していきたいと考えています。

ご意見・ご質問

ひとり暮らし登録者に対するライフサポーターの見守りの訪問回数が令和5年度に下がっているのが気になります。また、二人暮らしの世帯でも昼間ひとりになる方についても、ひとりになる昼間の時間は見守りが必要なのではないでしょうか。高齢者のみ世帯についても見守りが必要だと感じますので、ひとり暮らしの方にこだわらず、見守り支援について検討してほしいです。

【回答】

資料1に記載された令和5年度の目標値は、令和2年度に計画を策定した際に設定しており、令和3年度・令和4年度の実績が令和5年度の目標値よりも高くなっています。見守り対象について、ライフサポーター事業では、ひとり暮らし高齢者のほか、認知症等で見守りを必要とする高齢者のみ世帯も対象

としております。また、令和5年度より、緊急通報装置貸与の対象者について、これまでの「重篤な疾病を有する」要件を廃止し、昼間独居を含むひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の方にも対象者を拡充しました。さらに携帯型の機器の貸与を開始したことにより、固定電話を所有していない方でも貸与が可能になりました。これらの制度の利用をすすめ、高齢者の方が安心できる生活につなげてまいります。

ご意見・ご質問

資料1の13ページ、基本目標4「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の今後の方向性に、「幅広い世代に認知症に関する理解を促進するとともに、相談窓口の普及・啓発を行う。」と記載していますが、第9期かがやきプランでは大人だけでなく、小学生など若い人も含み、高齢者の理解、認知症の理解ができ、実践できるような具体的なものを考えてほしいです。

【回答】

令和2年まで、大阪人間科学大学で認知症サポーター養成講座を実施しておりました。令和3年、4年は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができておりませんでした。再開を予定しています。令和5年度は認知症プロジェクトチームの活動として、市内の図書館、図書センター2か所で認知症に関するテーマ展示を行い、そのうちの1か所では、子ども向けに啓発活動を行いました。

今後も認知症プロジェクトチームの活動や認知症サポーター養成講座等を通じて、子どもや若い世代に認知症についての理解を深める機会を設け、普及・啓発に取り組んでいきます。

ご意見・ご質問

資料1の14ページ、基本目標5「介護が必要になっても暮らせるまちづくり」46の介護サービス相談員の派遣回数について、令和4年度が36回であることに對し、令和5年度の目標値が270回になっており、急に増えていますが、それに対して47の新規派遣先施設が5施設と少ないので、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者施設に行った方がよいのではないのでしょうか。

【回答】(保険係)

令和5年度の目標値は、第8期の計画策定時に設定したもので、コロナ禍以前の実績をもとに設定した数値となっております。コロナ禍で受入れ中止となっていた令和2年度以降の状況から比較すると急に目標値が増えたように見えます。現在は、5類移行を踏まえ、事業所への受入れが徐々に再開されつつあります。今年度当初は6事業所でしたが、12月から7事業所が受入れを再開される予定で、あわせて13事業所へ派遣することになります。

また、新規派遣先につきましては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへ意向調査を行い、順次受入れ準備を進めているところです。

ご意見・ご質問

資料1、10ページの5の住まいに関する支援について、施設のベッド数を目標値にしていますが、公的に建てている建物は消えることがないので、ベッド数を出すだけであれば不要だと思います。軽費老人ホームや養護老人ホームの利用者数などを目標値として設定し、必要度を確認するほうがよいのではないのでしょうか。

【回答】

軽費老人ホームについては、入居者と施設で直接契約して入居する施設となっており、市として目標を設定するものではありません。そのため、目標値の設定はいたしません。

また、養護老人ホームについては、養護老人ホームの入所者数を増やすことが目的ではないため、目標値として設定はしませんが、指標として入所者数を提示していきます。

(2) 第9期せつつ高齢者ががやきプランの骨子案(施策体系)について

ご意見・ご質問

重点項目について、何をもちょう重点としているのでしょうか。例えば、施策が充実している、予算を多くとっているなど、何かあるのでしょうか。

【回答】

予算の多寡により重点項目を設定するものではありません。第8期を含め、これまでの取組から整理された課題や人口動態、社会環境の変化等、将来を見据えた上で、市として今のうちから力を入れて取り組んでおく必要がある項目を重点化しております。

ご意見・ご質問

資料2別紙の第9期かがやきプランの素案の3ページの図について、地域福祉計画がその他の福祉分野の計画の上位計画であるという位置づけが不明確であるため、位置づけがはっきりとわかる図にするべきだと思います。

【回答】

第3回の審議会で素案の修正として、社会福祉法の趣旨を踏まえた上で、かがやきプランと他の計画との関係についてよりわかりやすくなるよう修正させていただきます。

ご意見・ご質問

相談先の周知や相談先を確保すること、相談した方が社会的な活動に参加できるよう支援すること、参加する先である社会活動の繋がりづくりをすることの3つを大きな柱として、高齢福祉施策を立てていると思いますが、第9期かがやきプランでは、はっきりと位置づけられていないので、位置づけについて検討したほうがよいのではないのでしょうか。

【回答】

基本的には基本目標2の様々な人が連携し支え合えるまちづくりの中で、相談について書かせていただく予定です。前回配付した骨子・体系の中では、具体的に分かりにくい部分がありますが、相談先の周知や相談先の確保をすることについては、基本目標2に記載します。また、相談した方が社会的な活動に参加できるよう支援すること、参加する先である社会活動の繋がりづくりをすることについては、基本目標1の(2)社会参加の支援に関連して記載をする予定です。

ご意見・ご質問

参加支援について、困窮、孤立の問題が深化していますが、その実態を第9期かがやきプランの中でどのように位置づけているのかがわかりにくいと感じます。

【回答】

高齢者同士のつながりを創出し、外出等の社会参加を促すことで孤立を防ぐことを基本目標2に位置付けています。また、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等が支援している人が「よりそいクラブ」の担い手として参加するなど、具体的な活動としては既に関係者間の連携が行われており、今後も引き続き関係者間で連携をしながら多くの方が活動に参加できるように取り組んでまいります。

ご意見・ご質問

地域包括支援センターについて、総合相談の機能、気軽に相談できる場所であるという意識が摂津市内に広がっていないように感じます。総合相談の必要性を意識して発信していく必要があるのではないのでしょうか。

【回答】

令和4年度に大阪府が実施した「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査」では、大阪府内全体の地域包括支援センターの認知度の平均値は57.2%となっており、摂津市の地域包括支援センターの認知度は56.7%となっています。大阪府の平均値よりやや低いものの、大きく差があるわけではない状況となっています。

認知度の向上に向けて、悩みごとなどを気軽に相談ができる場所であることの周知を含み、令和4年度から地域包括支援センターが親しみのある周知動画を作成しており、高齢介護課においても「せつつ医療・介護つながりネット」の市民向けサイトで、地域包括支援センターが作成した動画を紹介しております。また、紙媒体により情報を収集する高齢者が多いことを考慮し、令和5年度より広報紙に、地域包括支援センターの専門職の役割等、毎月地域包括支援センターの記事を掲載しております。

今後も機会を通じて情報発信を行い、必要な人が気軽に相談できるよう、周知を図ってまいります。

ご意見・ご質問

高齢者に限定せず、障害や教育などの福祉関係についてもネットワークを構築してほしいです。

【回答】

複合的な課題を抱える家庭への支援のネットワークの構築として、保健福祉課が中心となり、庁内の相談窓口と社会福祉協議会で構成する重層的支援体制整備に係る担当者会議を開催しています。また、高齢者虐待に関するネットワーク会議では障害福祉課に参画いただいているほか、令和5年度より、教育部門が所管する要保護児童に関わる会議に高齢介護課も参画しております。今後もこれらの会議などを活用し、関係課・関係機関とのネットワークを構築できるように進めてまいります。

ご意見・ご質問

資料 2 別紙の基本目標 3 の(4)介護人材の確保・資質向上について、ここで表されている「介護人材」はケアワーカーだけを指しているのか、ケアマネジャーを含む総合的なものを指しているのか、どちらでしょうか。

【回答】

ケアワーカーだけでなく、ケアマネジャーを含む総合的な介護人材を指しています。

ご意見・ご質問

資料 2 別紙の基本目標 3 の(2)の④災害・感染症対策に係る体制の整備について、第 8 期かがやきプランでは介護保険サービスの利用の有無に関わらず、全体にかかっていることに対し、第 9 期では介護保険サービスだけにかかっています。これは一般市民の方は基本的には自分たちで災害・感染症対策をされているという考えでしょうか。また介護保険サービスを利用している方については、介護保険サービスが対応することで、災害・感染症対策がとれるという考えでしょうか。

【回答】

国の介護保険事業計画策定の基本指針（案）において、計画の任意記載事項として「災害に対する備えの検討」「感染症に対する備えの検討」があり、記載事項としては、介護事業所における災害時・感染症発生時の業務継続に関する記載として整理されていることから、基本目標 3 では、災害・感染症発生時の介護事業所の業務継続のための備えへの対応を中心とした項目の設定を検討しております。

一般市民の防災対策につきましては、防災危機管理課が主となり、地域防災計画に位置付けている各種取組を進めております。

ご意見・ご質問

介護人材の確保に関連して、ケアマネジャー不足という実態があるので、ハード面を整えるだけでなく、ソフト面を整えるためにも、介護人材調査をする必要があると思います。

【回答】

令和 4 年度に市内の居宅介護事業所を対象に人材募集・人材確保の状況などについて調査を実施しましたが、まだまだ状況把握が不十分であると認識しております。今後、必要な施策等を見極めるため、介護人材調査を実施するとともに、事業者連絡会からのご意見等をいただきながら、施策を検討してまいりたいと考えます。

ご意見・ご質問

地域包括支援センターの認知度を上げるために、高齢歯科健診の通知の中に相談窓口の案内を同封するのはどうでしょうか。高齢歯科健診は知っている方が多く、よく見られているので効果があると思います。

【回答】

現在、地域包括支援センターの周知のために、65歳になられる方へ介護保険証を送付する際に地域包括支援センターに係るチラシの同封や広報紙へ記事の掲載を行っています。

75歳という節目の歳においては、ライフサポーターが、状況調査を含め、福祉サービスや講座等の情報提供をするため、年齢到達月に訪問しており、地域包括支援センターのリーフレットにより周知を行っております。ご意見を参考に、効果的な周知方法について工夫してまいります。

ご意見・ご質問

介護人材の確保について、どのような取組を行う予定でしょうか。

【回答】

喫緊の課題である、ケアマネジャーの離職防止の施策を検討中です。

ご意見・ご質問

家族介護支援のおむつ券の給付などの制度が変わったことにより、介護者から困っているという声を聞くことがあります。国の制度だからと言って、制度を変えるのではなく、摂津市だけでも柔軟に対応することはできないのでしょうか。

【回答】

紙おむつ券（家族介護用品）の支給要件等の見直しは、国の介護用品の支給に係る制度改正を踏まえ、介護度による排泄介助の必要性や低所得世帯に配慮しつつ、より支援の必要性が高い方に財源を集中させることを目的に実施したものでございます。

今後とも、今回の見直しも踏まえつつ、より支援を必要とする方を支援するとともに、高齢者施策全体を検討する中で、優先順位の高い施策を効果的に展開し、高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

(3) 日常生活圏域について

ご意見・ご質問

厚生労働省は、30分以内に必要なサービスが提供される範囲(具体的には中学校区)を日常生活圏域として設定するよう提唱しているため、最低でも今の中学校区を日常生活圏域として設定する必要があると思います。現在の安威川以北・以南の2圏域では高齢者が日常生活を基本的に営める最低限度の広さにはなっていないように思います。

【回答】

日常生活圏域は、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の単位となる地域であり、厚生労働省においては「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される」単位とされています。

地域包括ケアシステムの構成要素である5つの内容を30分以内に提供する範囲として、現状を踏ま

え、第9期計画期間においては、日常生活圏域は2圏域で設定しますが、今後、まちづくりが進んでいく中、将来に向けた検討を再度行います。なお、摂津市の地域包括ケアシステムの絵姿を、第3回審議会でお示しします。

(4)地域密着型サービスについて

ご意見・ご質問

令和5年度に新規指定したデイサービスたんぽぽに関連して、有限会社たんぽぽ、NPO法人わかばを吸収した光撮会が保有する保育所、障害通所事業所、通所介護の定員はそれぞれ何名ですか。

【回答】

移転対象となっている、光撮会保有の各事業所は、現在、通所介護が12人、保育所が30人、障害者就労継続支援事業所が2事業所各10人の合計20人の定員で運営されています。移転予定地では、複合型の新施設を建設中ですが、完成後の各サービス運営については現時点で詳細が未公表となっております。

(5) その他

特になし。